

【社説】受動喫煙対策 「抜け穴」が大きい過ぎる

神奈川新聞 | 公開 : 2018/02/11 11:55 更新 : 2018/02/11 11:55

f シェア

Twitter

「受動喫煙のない社会を目指す」一。自ら掲げた目標を厚生労働省は見失ってしまったのか。

同省が新たに受動喫煙防止策を盛り込んだ健康増進法改正案は、大半の飲食店に条件付きで喫煙を認める内容だ。健康被害防止に効果があるのか。疑問符を付けざるを得ない。

改正案の骨子は、飲食店は原則禁煙とし、飲食できない喫煙専用室を設置した場合にのみ喫煙できる。また、一定の面積以下の既存店は例外的に喫煙を認める、というもの。

具体的な面積について、同省は150平方メートル以下を軸に自民党と最終調整している。昨年3月に示した当初案にあった30平方メートル以下から大幅に後退することだけは確かだ。

ファミリーレストランなど大手チェーン店や法施行後に新規に開業する飲



B

同省は受動喫煙対策を巡り、自民党と厳しい交渉を続けてきた。塩崎恭久前厚労相は「政治的に妥協できることと、できないことがある」と屈しなかったが、昨年夏「調整型」と称される加藤勝信厚労相に代わって以降、協議が進んだようだ。

受動喫煙の弊害は明らかで、同省が2016年にまとめた「たばこ白書」によると、受動喫煙の影響による国内の推定死者数は年間約1万5千人に上る。海外では約50カ国が職場や飲食店といった公共の場での屋内喫煙を法律で禁じている。また、世界保健機関（WHO）は日本に「たばこのない五輪」への取り組みを求めている。

同省は20年東京五輪・パラリンピックまでの施行を目指し、3月にも健康増進法の改正案を国会に提出する方針だが、現状のままでは到底、世界基準に追い付けない。せめて「抜け穴」を当初案の基準に戻さなければ、国民に実現を呼び掛けてきた「受動喫煙のない社会」など望むべくもない。

